

国領会 会則 変更 2019.03.01.

第1章 総則

- 第1条 本会は国領会と称し新居浜高専同窓会である。
「燧会」の東予支部の位置づけとし、事務所を矢野顧問宅に置く。
- 第2条 本会は会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年1回以上の親睦を行う。開催月は基本3月とするが、都合により時期を変え開催することもある。また他地区の燧会会員に対してもオープンとし、ビジターの参加を歓迎する。尚国領祭に合わせた国領会の懇親会（11月）を主催し、燧会や他支部等との交流を図る。
- 第3条 総会は、役員改選時に合わせ2年に1回開催し、事業報告、会則変更などの議決案を出席の会員の承認を得て機関決定する。

第2章 会員

- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
新居浜工業高等専門学校に入学した者で愛媛県越智郡以東、香川県・徳島県及び高知県東部の地域周辺に居住もしくは勤務する者で、国領会入会を希望する者を対象に年会費を納入している者。
- 第5条 本会の退会は、年会費未納の場合は自動的に一時退会扱いとする。隔年後参加の場合は、当年度からの年会費を納付し会員に復活できるものとする。また、転勤・転居・本人家族の病気等、本会参加が困難で退会の意思表示があった者は本会を退会とする。

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 1) 特別顧問 (1名)
 - 2) 会長 (1名)
 - 3) 副会長 (1名)
 - 4) 会計監査 (2名)
 - 5) 会計 (2名)
 - 6) 庶務 (2名)
 - 7) 顧問 (数名)
 - 8) 地区ブロック長 (数名)

9) 企業ブロック長 (数名)

10) 青年部 (数名)

会長・副会長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は2年とする。
会計(2名)庶務係(2名)の選出については会長の指名とし、陣容についても
会長が在任の期間任意に変更することができる。

第4章 会計

第7条 本会の運営は、年会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
年会費は2000円とし、**次年度会費を毎年12月末までに納付するものとする。**
年会費を未納の場合は自動的に一時退会扱いとするが、隔年後参加の場合は当年度
からの年会費を納付し会員に復活できるものとする。

第8条 本会の会計年度は、今年度2月1日から次年度1月31日までとする。

第5章 旅費規程

第9条 松山支部『雄風会』との交流活動(総会・懇親会)参加費として
7000円(交通費2000円:宿泊費5000円)を支援する。

第6章 慶弔規定

第10条 国領会役員・ブロック長・顧問の本人死亡時には国領会から弔電を送る。

第7章 補則

第11条 本会則の変更は役員会で決済し、総会で会員の賛同を得るものとする。

附則

①この変更の会則は、**平成31(2019)年3月1日**から施行する。

②国領会事務所所在地 〒792-0856 愛媛県新居浜市船木*** 矢野顧問宅